

判決年月日	平成２６年１１月２０日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10044号		
○ 発明の名称を「電子装置へのアクセスを制御するマン・マシン・インターフェース」とする特許出願について、審決の相違点に関する判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

（関連する公報番号等）特願2006-533547，不服2010-6459

1 事案の概要等

原告は、発明の名称を「電子装置へのアクセスを制御するマン・マシン・インターフェース」とする発明（本願発明）に関し特許出願（本願）をしたところ、特許庁は拒絶の審決をした。

原告は審決の相違点3及び4に関する判断の誤りを主張した。

2 裁判所の判断

裁判所は、審決は、本願発明の認定を誤り、その結果、相違点3に係る実質性の判断及び相違点4に係る容易想到性の判断を誤ったものであるとして審決を取り消す旨の判断をした。

審決は、「Eメール機能はセキュリティ特権の中の一であって、「セキュリティ特権」は、Eメールなどの「機能」と登録した「指紋」とを結び付けるものであり、「機能」や「指紋」から独立して設定可能な「セキュリティ特権」があるものではないと解される。」等と認定判断している。しかし、本願の請求項1の文言上、本願発明は、「生体計測テンプレート」と「セキュリティ特権」の関連付け、及び「セキュリティ特権」と「機能」の関連付けという二つの別個の関連付けの有無に基づき、プロセッサが「アイコン」に関連付けられている「機能」へのアクセスを許可するか否かを判断するものであって、「セキュリティ特権」は、「生体計測テンプレート」や「機能」とは異なるものであることを理解することができるものと認められ、本願明細書の記載も上記の内容に沿うものである。そうすると、本願発明の「セキュリティ特権」の意義に関する審決の上記認定判断は誤りである。そして、引用発明においては、指紋とプログラム（本願発明の機能に相当する。）とが直接結び付けられているものであるから、引用発明は、本願発明における「セキュリティ特権」に相当する構成を含むものではない。したがって、相違点3に係る事項は実質的な相違点ではないとした審決の判断には誤りがある。

また、引用発明には本願発明の「セキュリティ特権」に相当する構成が含まれない以上、審決の述べるように、引用発明において、オペレータがプログラムへのアクセス権限を与られていない場合に、その機能へのアクセスを許可しないようにする、つまり、権限があってもそのプログラムへのアクセスの権限でなかったり、そもそも権限がないときには、アクセスできないようにしたとしても、相違点4に係る本願発明の構成となるものではない。したがって、相違点4に係る構成につき、引用発明に基づき当業者が容易に想到できたとする

審決の判断は誤りである。